

## ISSUE BRIEF

# 最近の主な日本国憲法改正提言

—平成 17 年 12 月～平成 24 年 12 月—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 774 (2013. 3. 14.)

はじめに

### I 概説

- 1 収録対象について
- 2 各提言及びその出典等について

### II 各提言の比較対照表

本稿は、平成 17 年 12 月から平成 24 年 12 月までに政党、政治家グループ及び主要団体により公表された日本国憲法の改正に関する 7 つの提言を、11 の分野（「前文」、「国民主権・天皇」、「安全保障・国際貢献」、「国民の権利義務」、「立法」、「行政」、「司法」、「財政」、「地方自治」、「改正手続」及び「最高法規その他」）に分けて整理し、表にまとめたものである。

憲法課

すずき たかひろ  
(鈴木 尊紘)

調査と情報

第 774 号

## はじめに

平成 12 年 1 月に召集された第 147 回国会（常会）において衆参各議院に憲法調査会が設置され、平成 17 年 4 月にそれぞれの報告書を各議院の議長に提出した。その後、憲法調査会に代わり、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、日本国憲法の改正案の原案の発議も行うことができる機関として、憲法審査会が各議院に設置され、平成 23 年 10 月に召集された第 179 回国会（臨時会）から活動を開始した。

この間、様々な日本国憲法の改正に関する提言（以下「提言」という。）が公表されてきた。これらのうち、平成 13 年 1 月から平成 17 年 11 月までに公表された主な提言については、本誌において紹介済みである<sup>1</sup>。本稿は、これに引き続き、同年 12 月以降に公表された主な提言について紹介するものである。

## I 概説

### 1 収録対象について

本稿に収録したのは、原則として、平成 17 年 12 月から平成 24 年 12 月までに公表された提言であって、憲法全体を対象とし、かつ、分野ごとに検討を行っているものに限っている。同一又は同系統の団体が複数の提言を公表している場合は、最新のものを採用した。

なお、文中の所属、肩書等は、提言の公表時のものである。

### 2 各提言及びその出典等について

提言を公表している主体は多岐にわたっているが、それらを①政党、②政治家グループ、③民間団体の 3 種に分類して、それぞれの特徴及び出典を紹介する。なお、紹介順については、公表順とした。出典については、3 ページの一覧表を参照されたい。

#### (1) 政党による提言

##### (i) たちあがれ日本「自主憲法大綱「案」

たちあがれ日本の自主憲法制定に向けた具体的行動の指針を示すものとして平成 24 年 4 月 25 日に公表されたもので、自主憲法に規定すべき内容が掲げられている。主な特色としては、男系男子による皇位継承、自衛軍の保持、内閣総理大臣による非常措置権の行使、憲法裁判所の設置等の明記や憲法改正要件の緩和が挙げられる。なお、同党は、同年 11 月に、党名を「太陽の党」に変更した後、日本維新の会<sup>2</sup>に合流した。

\* 本稿に掲げるインターネット情報は、平成 25 年 3 月 5 日現在のものである。

<sup>1</sup> 諸橋邦彦「主な日本国憲法改正試案及び提言」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.474, 2005.3.18.

<[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_998435\\_po\\_0474.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998435_po_0474.pdf?contentNo=1)>

諸橋邦彦「主な日本国憲法改正試案及び提言—平成 17 (2005) 年 3 月～11 月—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.537, 2006.4.24. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000652\\_po\\_0537.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000652_po_0537.pdf?contentNo=1)>

<sup>2</sup> 日本維新の会は、その綱領（平成 24 年 9 月 12 日）において、「維新の理念を実現するための維新八策（総論）」

## (ii) みんなの党「憲法改正の基本的考え方」

平成 24 年 4 月 27 日に、みんなの党の憲法改正における基本的価値観と方向性を示すものとして、現行憲法と比較する形で一覧表形式で公表された。主な特色としては、1 院制、首相公選制及び地域主権型道州制の導入や軟性憲法への変更が挙げられる。

## (iii) 自由民主党「日本国憲法改正草案」

自由民主党憲法改正推進本部がまとめた憲法改正草案で、平成 24 年 4 月 28 日の我が国の主権回復 60 周年に合わせる形で条文形式により公表された。改正は、字句の修正を含め全面にわたるものとなっている。また、現行憲法第 2 章「戦争の放棄」を「安全保障」と改めているほか、第 9 章に「緊急事態」を挿入している。

## (2) 政治家グループによる提言

### 新憲法制定促進委員会準備会「新憲法大綱案」

現行憲法の改正については新憲法の制定を目指す超党派の議員集団（座長：古屋圭司・衆議院議員）が、具体的な行動の指針及び今後の議論のたたき台として平成 19 年 5 月に公表した新憲法の大綱案である。主な特色としては、男系男子による皇位継承、防衛軍の保持、憲法改正要件の緩和のほか、国の領域の画定や領域内の資源・環境の保護等の国益事項を明記したことが挙げられる。

## (3) 民間団体による提言

### (i) 「21 世紀の日本と憲法」有識者懇談会（民間憲法臨調）「新憲法制定に向けて（中間報告）」

「21 世紀の日本と憲法」有識者懇談会（民間憲法臨調）（代表世話人：三浦朱門・元文化庁長官）が平成 19 年 5 月に発表したもので、「新憲法大綱（案）」を含む。同案は、それまでの提言及び会員の発言要旨を集約したもので、今後の議論のたたき台と位置付けられている。主な特色としては、憲法改正要件の緩和、軍隊の設置及び衆議院の法案再可決の要件の緩和等が挙げられる。

### (ii) ゲンロン憲法委員会「新日本国憲法ゲンロン草案」

ゲンロン憲法委員会<sup>3</sup>が条文形式で公表した新憲法草案で、平成 24 年 7 月に発売された『思想地図 beta』vol.3.（株式会社ゲンロン）に掲載された。主な特色としては、①天皇（象徴元首）と国民が直接選挙する「総理」（統治元首）とから成る 2 元首制、②日本国籍保有者である国民と外国人を含む住民との区別並びにこれに基づく国会の組織及び機能の再編、③財政に関する規定を基本的に設けていないこと等が挙げられる。

### (iii) 日本青年会議所「日本国憲法草案」

公益社団法人日本青年会議所が平成 24 年 10 月に条文形式で発表したもので、改正は、字句の修正を含め全面にわたるものとなっている。現行憲法第 2 章「戦争の放棄」を第 3

の一つとして「憲法改正～決定できる統治機構の本格的再構築～」を掲げており、これを踏まえた「維新八策(各論)VER1.01」において、憲法改正発議要件の緩和、首相公選制等を唱えている。「日本維新の会綱領」については <<http://j-ishin.jp/about/>>、「維新八策(各論)VER1.01」については <<http://j-ishin.jp/about/statue.html>>を参照されたい。

<sup>3</sup> 株式会社ゲンロンの代表取締役を務める東浩紀・早稲田大学文学学術院教授を中心に、20～40 歳代の学者、現役官僚、情報通信企業幹部ら 5 人により構成。

章「安全保障」と改め、現行憲法第3章「国民の権利及び義務」を第2章としている。また、第9章に「非常事態」を挿入している。

表 各提言の出典一覧表

	提言名	公表年月	出典文献又はホームページ
政党	(i) たちあがれ日本 「自主憲法大綱「案」」	平成24年4月	Internet Archive (Wayback Machine) ホームページ < <a href="http://web.archive.org/web/20120512092959/http://tachiagare.jp/data/pdf/newsrelease_120425.pdf">http://web.archive.org/web/20120512092959/http://tachiagare.jp/data/pdf/newsrelease_120425.pdf</a> >
	(ii) みんなの党 「憲法改正の基本的考え方」	平成24年4月	みんなの党ホームページ < <a href="http://www.your-party.jp/file/press/120427-01a.pdf">http://www.your-party.jp/file/press/120427-01a.pdf</a> >
	(iii) 自由民主党 「日本国憲法改正草案」	平成24年4月	自由民主党ホームページ < <a href="http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf">http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf</a> >
政治家グループ	新憲法制定促進委員会準備会 「新憲法大綱案」	平成19年5月	『前衛』No.819, 2007.7, pp.60-66.
民間団体	(i) 「21世紀の日本と憲法」 有識者懇談会（民間憲法臨調） 「新憲法制定に向けて（中間報告）」	平成19年5月	民間憲法臨調ホームページ < <a href="http://www.k3.dion.ne.jp/~keporin/teigen2.html">http://www.k3.dion.ne.jp/~keporin/teigen2.html</a> >
	(ii) ゲンロン憲法委員会 「新日本国憲法ゲンロン草案」	平成24年7月	『思想地図 beta』vol.3, 2012.7, pp.102-212.
	(iii) 日本青年会議所 「日本国憲法草案」	平成24年10月	日本青年会議所ホームページ < <a href="http://www12.jaycee.or.jp/2012/constitution/uploads/wfd_134987724250757dfadd1f8--souan.pdf">http://www12.jaycee.or.jp/2012/constitution/uploads/wfd_134987724250757dfadd1f8--souan.pdf</a> >

## II 各提言の比較対照表

4 ページ以下の表では、I の2で掲げた提言の内容を、①「前文」、②「国民主権・天皇」、③「安全保障・国際貢献」、④「国民の権利義務」、⑤「立法」、⑥「行政」、⑦「司法」、⑧「財政」、⑨「地方自治」、⑩「改正手続」及び⑪「最高法規その他」の11の分野に分け、現行憲法との異同を中心に整理している。表中【**検討**】としているものは、政党等内で、その内容について今後の検討又は議論を要するとしているもの及び必ずしも統一した意見とはなっていないものを指す。

なお、字数を節約するため、以下では「内閣総理大臣」は「首相」と表記する。

## (1) 政党による提言

	たちあがれ日本「自主憲法大綱「案」」(平成24年)	みんなの党 「憲法改正の基本的考え方」 (平成24年)	自由民主党「日本国憲法改正草案」(平成24年)
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国民主権と代表民主制</li> <li>②自由と民主主義の尊重</li> <li>③平和主義</li> <li>④個人の自律と相互協力</li> <li>⑤伝統・文化の継承と発展</li> <li>⑥自主憲法制定の趣意(十七条憲法、五箇条の御誓文、大日本帝国憲法及び日本国憲法を踏まえ、伝統的価値観及び新しい価値観に基づいて日本国民の総意により制定した自主憲法であること)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①長い歴史と固有の文化</li> <li>②象徴天皇制国家</li> <li>③国民主権の下での3権分立に基づく統治</li> <li>④先の大戦による荒廃や大災害からの発展</li> <li>⑤平和主義の下での諸外国との友好関係の増進、世界の平和と繁栄への貢献</li> <li>⑥国民による誇りと気概を持った国と郷土の防衛</li> <li>⑦基本的人権の尊重</li> <li>⑧和の尊重、家族と社会全体の互助による国家の形成</li> <li>⑨自由と規律の重視</li> <li>⑩美しい国土と自然環境の保持</li> <li>⑪教育や科学技術の振興</li> <li>⑫活力ある経済活動を通じた国の成長</li> <li>⑬良き伝統と国家を末永く子孫に継承</li> </ul>
国民主権・ 天皇	<ul style="list-style-type: none"> <li>①天皇は、象徴であるとともに、日本国を代表する国家元首としての地位を有する</li> <li>②天皇は、国民のために、国事行為、儀式及び祭祀並びに公的行為を行う</li> <li>③天皇の法的及び政治的な不問責</li> <li>④男系男子による皇位継承</li> <li>⑤皇室典範の制定・改正には国会のほか、皇室会議の議を経ることを要する</li> </ul>	天皇を国家元首と明記	<ul style="list-style-type: none"> <li>①天皇を国家元首とする</li> <li>②天皇は「国民のために」首相及び最高裁判所の長である裁判官を任命する</li> <li>③天皇の国事行為に関しては内閣の進言を必要とする</li> <li>④天皇の公的行為の明記</li> </ul>

	たちあがれ日本	みんなの党	自由民主党
安全保障・ 国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>①侵略戦争の否認</li> <li>②自衛のための戦力としての自衛軍の保持</li> <li>③自衛軍に対する首相の指揮監督権及び民主的統制</li> <li>④個別的及び集団的自衛権の保有及び行使</li> <li>⑤国際平和・安全の維持及び人道上の支援活動への協力・貢献</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国際平和に貢献し、我が国を 防衛するため、自衛権の在り 方を明確化する</li> <li>② ①について2年間の国民的 議論の上、国民投票を実施し て決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現行憲法第9条第2項を削除し、自衛権を明確化する</li> <li>②首相を最高指揮官とする国防軍の保持</li> <li>③国防軍の任務遂行に対する国会の統制</li> <li>④国防軍の国際的活動</li> <li>⑤国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項を法律に委任</li> <li>⑥国防軍への軍事審判所の設置</li> <li>⑦領土等の保全及びその資源の確保</li> </ul>
国民の権 利義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>①権利に伴う義務、自由に伴う責任の自覚、他者の権利・自由 の尊重</li> <li>②人権の制約原理（国の安全、公の秩序、国民の健康又は道徳 その他の公共の利益など）</li> <li>③既存の人権の新たな位置付け（表現の自由の制約、儀礼・習 俗の範囲内での政教分離原則の緩和、家族の保護、在留外国 人に対する基本的人権の保障（参政権などは及ばない））</li> <li>④新しい権利・義務（自然環境の享受・保全、プライバシー権、 知る権利、公的情報の開示・説明を行う国の責任）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①自由・権利には責任・義務が伴うことの自覚</li> <li>②「公共の福祉」の文言を「公益及び公の秩序」に改める</li> <li>③「個人の尊重」から「人としての尊重」への変更</li> <li>④障害者の差別の禁止</li> <li>⑤選挙権を日本国籍保有者に限定</li> <li>⑥「奴隷的拘束」の禁止から「社会的又は経済的關係における身体 の拘束」の禁止への変更</li> <li>⑦個人情報の保護</li> <li>⑧政教分離原則の緩和（国及び公共団体は、社会的儀礼・習俗の行 為の範囲内であれば宗教的活動を許容される）</li> <li>⑨公益及び公の秩序を害することを目的とした表現活動、結社等の禁止</li> <li>⑩国政上の行為について国民に説明する国の責務</li> <li>⑪家族の尊重及び互助義務</li> <li>⑫国民との協力による国の環境保全</li> <li>⑬在外国民の保護</li> <li>⑭犯罪被害者等への配慮</li> <li>⑮教育環境の整備</li> <li>⑯公務員の労働基本権の制限</li> <li>⑰知的財産権</li> </ul>

	たちあがれ日本	みんなの党	自由民主党
立法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①両院関係の再構築と立法機能の強化（法律案の議決における衆議院の優越の徹底）</li> <li>②参議院の位置付けと役割（再議の府・熟議の府としての位置付け。外交、防衛、決算承認等の特定の案件に関する先議権の付与）</li> <li>③政党規定</li> <li>④議院内少数派による国政調査権の行使</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①道州制との関係で、国会の立法事項を限定</li> <li>②両院統合による1院制（立法議院）</li> <li>③政党規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①選挙人及び被選挙人の資格における障害者差別の禁止</li> <li>②選挙区の決定方法</li> <li>③通常国会の会期を法律に委任</li> <li>④議員の要求に基づく臨時国会の召集期限（20日以内）の明記</li> <li>⑤定足数規定を議決要件に限定</li> <li>⑥大臣の議院出席義務の緩和</li> <li>⑦政党規定</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行力のある強い政府の構築（首相の衆議院解散権の明記、行政権の首相独任制的性格の強化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①首相公選制</li> <li>②首相の権限の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「この憲法に特別の定めのある場合を除き」行政権は内閣に属する</li> <li>②文民要件の明確化（現役の軍人でなければ大臣になることができる）</li> <li>③首相の職務の臨時代行</li> <li>④行政各部に対する首相の指揮監督・総合調整権</li> <li>⑤首相の衆議院解散決定権</li> <li>⑥内閣の法律案提出権の明記</li> <li>⑦政令の制定を法律に基づくものに限定</li> </ul>
司法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①司法への国民参加の拡充</li> <li>②憲法裁判所の設置（抽象的違憲審査制）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①最高裁判所裁判官の国民審査の方法を法律に委任</li> <li>②裁判官の報酬減額禁止規定の緩和</li> <li>③下級裁判所裁判官の任期を法律に委任</li> </ul>
財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国及び地方公共団体に健全財政を求める訓示的規定</li> <li>②公金支出制限の合理化（私学助成や文化財保護等への支出に支障が生じないように配慮する）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>①財政健全主義規定</li> <li>②補正予算の規定</li> <li>③暫定予算規定</li> <li>④国会の議決を経て毎会計年度の予算を翌年度以降においても支出できることを明記</li> <li>⑤社会的儀礼・習俗的行為の範囲内における宗教上の組織又は団体への公金支出の許容</li> <li>⑥現行憲法第89条（公金支出制限）の「公の支配に属しない」を「国若しくは地方自治体その他の公共団体の監督が及ばない」に改める</li> <li>⑦国会による決算の承認</li> <li>⑧会計検査院の検査報告の内容の予算案への反映</li> </ul>

	たちあがれ日本	みんなの党	自由民主党
地方自治	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地方自治の本旨（住民自治及び団体自治）</li> <li>②2層制（基礎的自治体及び広域自治体による地方自治）</li> <li>③地方公共団体の課税自主権</li> <li>④国の専権事項の明記（外交、安全保障、財政、社会保障・教育の基幹的部分等は、国の排他的権限に属する）</li> </ul>	地域主権型道州制（広域の地域公共団体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地方自治の本旨の内容の明確化</li> <li>②基礎地方自治体と広域地方自治体による2層制</li> <li>③国と地方自治体の協力、地方自治体間の相互協力</li> <li>④地方自治体公務員の選挙権の日本国籍保有者への限定</li> <li>⑤地方自治体の財政自主権</li> <li>⑥国による地方財政の保障義務</li> <li>⑦地方自治特別法に関する規定の趣旨の明確化</li> </ul>
改正手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国会の発議は、各議院の総議員の過半数の賛成による議決とする</li> <li>②国会が発議した憲法改正は、国民投票で有効投票総数の過半数の賛成をもって成立する。ただし、各議院の総議員の3分の2以上の賛成をもって発議されたときは、国民投票を要せずに、憲法改正が成立する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①軟性憲法とする</li> <li>②改正手続の簡略化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国会の発議は、各議院の総議員の過半数の賛成による議決とする</li> <li>②国民投票における承認の要件を有効投票の過半数の賛成と明記</li> </ul>
最高法規 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国旗（日章旗）・国歌（君が代）に関する規定</li> <li>②領土の保全（日本の領土等の保全は、日本国及び日本国民の当然の義務であり、権利とする）</li> <li>③国家非常事態条項（首相による非常措置権の行使と国会による民主的統制、国等の措置に協力する国民の責務）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国旗（日章旗）・国歌（君が代）を明記</li> <li>②非常事態法制の整備を明記</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① a 現行憲法第97条（基本的人権に関する規定）の削除</li> <li>    b 国民の憲法尊重義務</li> <li>②第9章「緊急事態」の追加               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 首相による緊急事態の宣言</li> <li>b 当該宣言の国会による承認</li> <li>c 100日を超えて緊急事態宣言を継続するための国会の事前承認</li> <li>d 緊急事態宣言下における法律と同一の効力を有する政令の制定、首相による財政上の必要な支出及び地方自治体の長に対する指示、これらについての国会の事後承認</li> <li>e 国その他公の機関の指示の遵守義務</li> <li>f 緊急事態における衆議院の解散の禁止</li> </ul> </li> <li>③国旗（日章旗）・国歌（君が代）の尊重及び元号に関する規定</li> </ul>

## (2) 政治家グループによる提言

## (3) 民間団体による提言

	新憲法制定促進委員会準備会「新憲法大綱案」(平成19年)	「21世紀の日本と憲法」有識者懇談会(民間憲法臨調) 「新憲法制定に向けて(中間報告)」(平成19年)
前文	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国の生い立ち(豊かな自然、独自の文化、和の精神、天皇を中心とした発展)</li> <li>②国の基本原理(国民主権の議会制民主主義、基本的人権の尊重・公民としての自覚、国の主権・独立・名誉の尊重、世界平和の希求)</li> <li>③国の目標(自由な経済活動の成果を基礎とした福祉国家の構築、地方自治の推進、国際平和・自然環境保全・世界文化の創造への貢献等)</li> <li>④新憲法制定の趣意(大日本帝国憲法・日本国憲法の意義を踏まえ、国民が更なる平和と繁栄を享受できるよう、国民の名において新たな憲法を制定する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①日本の国柄(独自の文化・伝統、象徴としての天皇(皇室)の存在)</li> <li>②個人、家族、地域共同社会、地方自治体及び政府の連帯によるより良き国家の形成</li> <li>③国民主権及び議会制民主主義の堅持並びに機能的な統治機構の確立</li> <li>④国益等の確保並びに世界の恒久平和の構築及び自然環境保護の推進</li> <li>⑤国民の権利・自由の尊重及び各人の公民としての自覚</li> </ul>
国民主権・ 天皇	<ul style="list-style-type: none"> <li>①歴史・伝統に由来する象徴としての天皇の地位(男系男子による皇位継承、祭祀を行う伝統的役割)</li> <li>②天皇を国家元首とする</li> <li>③象徴的元首としてふさわしい国事行為の規定(外交文書・信任状を天皇自らが「発する」・恩赦を天皇自らが「行う」)</li> <li>④象徴としての公的行為(天皇は祭祀を含む「象徴としての行為」を行う)</li> <li>⑤皇室経済の基本原則(国会の承認事項としつつ天皇の品位を保つ妨げとならないよう配慮)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①天皇が日本を代表する存在であることを明記</li> <li>②天皇による任命の対象に両議院の議長を追加</li> <li>③天皇は公的行為(象徴行為)を行うことができることを明記</li> </ul>
安全保障・ 国際貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>①侵略戦争の放棄、個別的及び集団的自衛権の保持・行使を明確化</li> <li>②現行憲法第9条第2項を削除</li> <li>③防衛軍の保持(首相の最高指揮権)</li> <li>④防衛軍に対する文民統制</li> <li>⑤防衛軍の国際社会への寄与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現行憲法第9条第1項を侵略的性格を有する戦争等のみを放棄する表現に改める</li> <li>②現行憲法第9条第2項を削除</li> <li>③国家の安全保障及び国際平和への協力に資するための軍隊の設置</li> <li>④首相の軍隊の最高指揮監督権、軍隊の行動の基本についての国会の統制</li> </ul>

	新憲法制定促進委員会準備会	民間憲法臨調
国民の権利義務	<p>①人権の制約原理としての「公共の福祉」を、「国又は公共の安全」、「公の秩序」、「他者の権利及び自由の保護」などに明確化</p> <p>②多神教的風土に配慮した政教分離原則の緩和（国家的・社会的儀礼や習俗的・文化的行事等の範囲内で国や地方公共団体が宗教的行事に参画することを可能にする）</p> <p>③家族の保護</p> <p>④公教育に対する国家の責務</p> <p>⑤社会的費用を負担する国民の責務</p> <p>⑥自己情報コントロール権としてのプライバシー権</p> <p>⑦知る権利</p> <p>⑧環境権・環境保全義務</p> <p>⑨犯罪被害者の権利</p> <p>⑩生命倫理の保護</p> <p>⑪知的財産権の保護</p>	<p>①公共的利益を踏まえた権利・義務概念の確立</p> <p>②公教育に対する国の責任</p> <p>③家族の保護</p> <p>④国民の国防の責務（安全保持及び国家非常事態対処のための国等の行動に積極的に支援・協力するように努める）</p> <p>【検討】</p> <p>①日本の歴史・伝統を踏まえた政教分離規定</p> <p>②新しい権利の導入（プライバシー権、環境権・環境保全義務など）</p>
立法	<p>①衆議院における法律案再可決要件の緩和（再議決までに一定の期間を設ける一方、出席議員の過半数での再可決を可能とする）</p> <p>②国政調査権の発動要件の緩和</p> <p>③大臣の議院出席義務の緩和</p> <p>④議事定足数要件を廃止し、議決定足数のみ規定</p> <p>⑤裁判官弾劾裁判所の組織方法の変更（衆議院が訴追を行い、参議院が裁判を行う）</p> <p>⑥政党規定</p> <p>【検討】</p> <p>参議院の特性や権威にふさわしい役割及び議員選出方法（人事、条約・決算承認等特定の案件について参議院に先議権その他の優越権を付与。参議院に地域代表議院としての性格を加える可能性）</p>	<p>①衆議院の法律案再可決要件の緩和（衆議院で最初の可決をした日から90日以後に出席議員の過半数で再可決をすることができる）</p> <p>②裁判官弾劾裁判所の組織方法の変更（衆議院が訴追を行い、参議院が裁判を行う）</p> <p>【検討】</p> <p>参議院議員の選出方法</p>

	新憲法制定促進委員会準備会	民間憲法臨調
行政	首相の専権事項（衆議院解散の決定権及び行政各部の指揮監督・総合調整権）	
司法	①憲法裁判部門の新設（最高裁判所内に憲法訴訟を専門に扱う部門を設置（具体的違憲審査制は維持）） ②最高裁判所裁判官国民審査制の廃止 ③軍事裁判所の設置	【検討】 憲法裁判の合理化（例えば、最高裁判所の中に憲法訴訟を専門に扱う部門を設置（具体的違憲審査制は維持））
財政	①健全財政を求める訓示的規定 ②施行予算規定（会計年度開始前に予算が成立しなかった場合に、前年度予算に基づく支出を可とする） ③複数年度予算の編成 ④公金支出制限の合理化（私学助成を可とする） ⑤決算の活用（参議院による決算の審査結果を予算編成に反映）	
地方自治	①地方自治の本旨の明確化 ②国と地方自治体の相互協力 ③基礎自治体と広域自治体による2層制 ④地方財政の自主性・自立性の確保及び運営責任の明確化（課税自主権、国による財政措置、健全な財政運営の責任） ⑤地方自治特別法に対する住民投票制度の廃止（現行憲法第95条の削除）	【検討】 ①地方公共団体の課税自主権の明確化 ②地方自治法の大綱化 ③国と地方の役割分担の明確化（国防・外交等の国の専権事項を列記）
改正手続	①国会の発議要件を各議院の総議員の5分の3の賛成等に緩和 ②国民投票における承認の要件を有効投票総数の過半数の賛成と明記	①国会の発議は、各議院の在籍議員の3分の2以上の出席で、かつ、出席議員の5分の3以上の賛成による議決とする ②国民投票における承認の要件を有効投票の過半数の賛成と明記
最高法規 その他	①国家非常事態規定（首相による非常措置権の行使及び国会による民主的統制、国等の措置に協力する国民の責務） ②国益事項の明記 a 国家領域（領土・領海・領空）の画定並びに排他的経済水域及び大陸棚の保全 b 国家領域内における資源及び環境の保護	①国家非常事態規定 ②国益事項 a 国家領域及び海上権益の保全・保護 b 国旗・国歌の尊重 c 文化的分野における他国との相互尊重及び内政不可侵 d 知的財産権の外国による組織的侵害からの保護

## (3) 民間団体による提言（続）

	ゲンロン憲法委員会「新日本国憲法ゲンロン草案」（平成24年）	日本青年会議所「日本国憲法草案」（平成24年）
前文	<p>①日本は、多様な歴史と伝統を共有する主権者たる国民と日本の国土を生活の場として共有する住民の間の精神的共同体</p> <p>②日本国の伝統と文化遺産の尊重、国際情勢の変化、生産・流通と情報技術通信の革新への考慮</p> <p>③新憲法制定に当たっての4つの理念</p> <p>a 公正な国（代表者の決定権における国民の差別及び正当な理由のない国民・住民の自由妨害の禁止）</p> <p>b 平和な国（恒久の平和を念願し、諸国民と協力して世界の安全と生存を保持する）</p> <p>c 繁栄する国（経済・文化・社会的活動を通して、平和と安全のうちに繁栄することが幸福の礎）</p> <p>d 開かれた国（国の繁栄は、自国のみならず、諸国民との協力の上に世界の繁栄にも寄与するためのもの）</p> <p>④憲法の最高法規性</p>	<p>①国の成り立ち（万世一系の天皇を象徴と仰ぎ、歴史と伝統を有する誇りある国家）</p> <p>②日本人の国民性（和を貴び、他者を慮り、公の義を重んじ、礼節を兼ね備え、多様な思想・文化を認める）</p> <p>③自主自立の主権国家としての権利の行使及び義務を全うする</p> <p>④互敬の精神に基づいた平和への貢献及び国際社会の率先牽引</p> <p>⑤五箇条の御誓文以来の立憲主義の精神に基づいた自主憲法の制定</p>
国民主権・ 天皇	<p>①天皇は、日本国の象徴元首であり、伝統と文化の統合の象徴</p> <p>②天皇は、日本国の伝統と文化の継承者として、日本国民のために儀式を行う</p> <p>③総理及び最高裁判所の長たる裁判官の任命以外の天皇の権能を内政と外交における象徴的儀式行為に限定</p>	<p>①国家元首かつ国民統合の象徴である天皇の地位は将来にわたり不変</p> <p>②皇室典範に基づく国事行為の委任</p> <p>③国事行為は内閣の助言のみに基づく（承認は不要）</p> <p>④国事行為に祭祀を行うことを追加</p>
安全保障・ 国際貢献	<p>①国際紛争の解決手段としての武力による威嚇及び武力行使を放棄（現行憲法第9条第1項から他国への平和主義の表明と見える部分を削除）</p> <p>②生命、自由及び財産の保全を脅かす自然災害及び人的災害に対する自衛及び相互援助を行う国民及び住民の権利</p> <p>③ ②の目的を達するための自衛隊の設立</p> <p>④国際相互援助の精神にのっとり、自衛隊の国外での活動</p>	<p>①他国への侵略の否認</p> <p>②個別的及び集団的自衛権の保有及び行使</p> <p>③軍隊の保持</p> <p>④首相の軍隊の最高指揮監督権</p> <p>⑤軍隊の自衛権行使に対する国会承認</p> <p>⑥国際機関における共同活動への軍隊の参加</p>

	ゲンロン憲法委員会	日本青年会議所
国民の権利義務	<p>①国民及び住民の国際人権規約に定める人権の享有（国民は日本国籍を有する者を意味し、住民は法律で定める期間日本国土に適法に継続的に居住する者を指す）</p> <p>②自由及び権利を縮減する手段の採用に当たっての <b>Less Restrictive Alternative</b>（より制限的でない他の選べる手段）基準*の導入</p> <p>③プライバシー権</p> <p>④総理及び国会議員の選挙人及び被選挙人の資格における居住地及び世代による差別の禁止</p> <p>⑤国民の義務規定を置かず、国家への授権として記述。個人の尊重・幸福追求権及び婚姻その他の家族に関する規定を置かない</p> <p>*①採用目的の正当性と手段の必要性、②目的と手段の照応及び③採用し得る手段のうち自由及び権利を最も制限しないものであることを事実に基づいて立証しなければ、当該立法又は政策は違憲（無効）とされるというもの</p>	<p>①人権の制約原理として、「公共の福祉」に代えて「公の利益及び秩序」、「国の安全」などを挙げる</p> <p>②国及び共同体の利害並びに世代を超えた利害等を解決する国民の共同の責務</p> <p>③国家の運営に参画する権利</p> <p>④国に忠誠を誓い、基本的秩序を尊重する等の公務員の義務</p> <p>⑤政教分離原則の緩和（社会的儀礼・習俗的行為の範囲内の宗教的活動を許容）</p> <p>⑥プライバシー権・人格権・名誉権</p> <p>⑦家族の維持・関係の強化</p> <p>⑧国民が相互扶助を通じても生活できない場合における国の支援義務</p> <p>⑨環境権及び環境保全に努める義務</p> <p>⑩家庭教育を施す義務</p> <p>⑪社会貢献の責務</p> <p>⑫日本の歴史・伝統・文化を尊重する責務</p> <p>⑬国による歴史・文化・芸術の保護</p> <p>⑭労使協調</p> <p>⑮無体財産権の保護</p> <p>⑯国益を損なう財産権行使の禁止</p> <p>⑰領土等の保全の権利及び責務</p> <p>⑱抑留・拘禁及び侵入・捜索・押収の制約、拷問等の禁止並びに刑事被告人の権利に関する規定の削除</p> <p>⑲犯罪被害者等の救済</p> <p>⑳外国人の権利</p>

	ゲンロン憲法委員会	日本青年会議所
立法	<p>①国会を国権の最高機関とする規定を置かない</p> <p>②住民院及び国民院から成る 2 院制</p> <p>③住民院は、国の領域と統治に関わる事項を議決し、国民院は、住民院及び総理を監視・指導する</p> <p>④住民院は国民から、国民院は国籍、居住地を問わず、優れた識見を有する者から選挙される（住民院の選挙権は住民、国民院の選挙権は国民が持つ）</p> <p>⑤国民院の議員の無報酬</p> <p>⑥各議院において通信技術等を通じて議場外から出席する方法の法律への委任</p> <p>⑦国民院議員による住民院の会議の視聴及び当該会議における意見表示</p> <p>⑧国民院の会議における国民の「衆合的意見」*の表示</p> <p>⑨法律案は、住民院が可決した後、60 日以内に国民院が出席議員の 4 分の 3 以上の多数による拒否の議決を行わなかったとき法律となる</p> <p>⑩ ⑨の国民院の拒否の場合、一部の例外を除き、住民院の議員総数の過半数による再可決が可能</p> <p>⑪住民院の議決事項（法律案、予算案、条約の批准、総理及び政議の信任及び不信任、住民院の解散、憲法改正）</p> <p>⑫国民院の議決事項（法律案の住民院への提出、決算及び行政監察、総理及び政議の信任及び不信任動議の住民院への提出等）</p> <p>*具体的事柄についての社会の大きな反応のこと</p>	<p>①国会を国権の最高機関とする規定を置かない</p> <p>②国民議院及び評議院から成る 2 院制</p> <p>③国民議院は国民の代表、評議院は自治体の代表で組織</p> <p>④評議院議員の任期は、その属する自治体の長の任期に準じる</p> <p>⑤常会の会期を法律に委任</p> <p>⑥法律案は、原則的に国民議院で可決したときに法律となる</p> <p>⑦a 地方自治体の租税、その官庁組織及び行政手続並びにその固有事務に関する法律案 b 国の予算案 c 条約の締結に関する法律案の成立には、評議院の同意が必要</p> <p>⑧ ⑦a の法律案に関する評議院の優越</p> <p>⑨ ⑦b・c の法律案に関する国民議院の優越</p> <p>⑩議院内少数派の国政調査権</p> <p>⑪政党規定</p>
行政	<p>①「首相」を「総理」と改め、総理を統治元首及び行政権の最終責任者とする</p> <p>②総理は、憲法で保障される自由と権利の実現のため、政府を指揮して国を運営する</p> <p>③総理就任資格を日本国籍保有者に限定</p> <p>④総理は、国民の中から国民が直接選挙した者を国会が指名</p> <p>⑤現在の天皇の国事行為中統治能力の行使と見られるものを総理の職務とする</p> <p>⑥「大臣」を「政議」、「内閣」を「政議院」と改め、総理が政議院を組織</p> <p>⑦現行憲法で内閣の権能とされている国会の臨時会の召集の決定、裁判官の任命等を総理の権能とする</p> <p>⑧政議の文民要件</p> <p>⑨国家公務員の人事をつかさどる人事院及び行政の監察をつかさどる監察院の設置</p> <p>⑩人事院長は住民院が、監察院長は国民院が指名</p> <p>⑪人事院長及び監察院長の任期規定</p>	<p>①国民議院の解散に関する首相の天皇への助言</p> <p>②首相の臨時代理</p> <p>③内閣による外交関係処理に際しての国益保持の努力義務</p> <p>④内閣の法律案提出権の明記</p>

	ゲンロン憲法委員会	日本青年会議所
司法	最高裁判所による自由及び権利を縮減する手段に関する抽象的違憲審査制	①特別裁判所（憲法裁判所及び軍事裁判所）の設置 ②弁護士等の最高裁判所制定規則の遵守義務 ③特別裁判所に関する裁判所規則制定の委任 ④憲法裁判所裁判官の国民審査 ⑤国民の権利等が問題となっている事件の対審公開義務の緩和
財政	会計検査院は置かず、その事務は監察院が引き継ぐ	①暫定予算規定 ②継続費規定 ③皇室財産の国への帰属の緩和 ④公金支出制限の緩和（社会的儀礼・習俗的行為の範囲内を超える宗教上の組織又は団体への支出のみを禁止）
地方自治	①国と基礎自治体による統治の運営 ②国と基礎自治体の役割分担（国家の存立、国家としての対外的代表及び福祉の向上に関する事項を国の専権事項とする） ③地方自治の理念（住民自治及び団体自治） ④基礎自治体の運営の組織・形式は住民が選択 ⑤基礎自治体の連携及び憲章に基づく広域行政体による広域行政 ⑥条例と法律の適用に関する優先順位等の通則の法律への委任	①住民である国民の参画及び団体自治による地方自治原則 ②基礎自治体と広域自治体による構成 ③地方自治における住民の権利・義務 ④国と地方自治体の相互協力 ⑤地方自治体公務員の選挙権を日本国民に限定 ⑥法律の趣旨に反しない範囲での条例制定を可能とする ⑦地方自治体の課税自主権 ⑧地方自治体の健全財政規定 ⑨地方自治特別法に関する規定の削除
改正手続	①憲法第1部政体に関する改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議し、その承認には国民投票の過半数の賛成を要する ②憲法第2部に列挙される権利の追加は、住民院の総議員の過半数の賛成で国会が発議し、その承認には各議院の総議員の3分の2以上の賛成を要する ③憲法第2部に列挙される権利は、削除できない ④承認された憲法改正の総理による公布	①内閣、憲法審査会等による憲法改正原案の発議 ②国会の各議院の総議員の過半数の賛成により、国民に提案 ③国民投票における承認の要件を有効投票の過半数の賛成と明記 ④他国による日本の占領下又は非常事態宣言下における憲法改正の禁止

	ゲンロン憲法委員会	日本青年会議所
最高法規 その他		①国民の憲法尊重擁護義務 ②第9章「非常事態」の追加 a 首相による非常事態の宣言 b 当該宣言の国会による承認 c 非常事態宣言下における国民の権利の制限 d 内閣の措置等に基づく指示等に対する協力義務 e 非常事態宣言下における国会議員の任期延長、国民議院の解散の禁止等 ③国旗（日章旗）・国歌（君が代）に関する規定